

参加者確認公募

(陸域観測技術衛星 2 号 (ALOS-2) 観測データの一般配布及び利用促進)

2024 年 10 月 9 日

国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構(JAXA)

第一宇宙技術部門

参加者確認公募とは、契約予定者と随意契約によることができる場合、JAXA が契約予定者の他に契約を実施できる者の有無を確認する制度です。

期日までに本公募への応募者がいなければ、JAXA は契約予定者を相手方として契約手続きを開始します。応募者がいる場合、提案要請書に則って提出される提案書の審査を経たうえで、契約相手方を決定します。

1 公募に付する事項

(1) 事業名	陸域観測技術衛星 2 号 (以下「ALOS-2」という。) 観測データの一般配布及び利用促進
(2) 事業の趣旨	一般ユーザからの観測要求受付、管理、ALOS-2 データの配布、観測要求、配布に係る実費並びに ALOS-2 データを用いた事業実績に対する、利用料の納付
(3) 事業の実施期間	2025 年 4 月 1 日から 2028 年 3 月 31 日まで (ただし、ALOS-2 を含む JAXA の事業の状況により、実施期間の短縮または延長の可能性がある)
(4) 事業の内容	事業者は、JAXA との間で締結する「陸域観測技術衛星 2 号 (ALOS-2) 観測データの一般配布及び利用促進に係る事業契約書」に基づき、以下に示す業務を実施する。 (1) ALOS-2 一般配布業務 ① ALOS-2 データの一般への有償での配布 ② 一般ユーザからの ALOS-2 データ観測要求管理 (要求受付、実費管理) ③ 一般配布に係る実費及び利用料の JAXA 及び JAXA が指定する者への納付 ④ 一般配布に係る利用動向調査 (2) ALOS-2 データの利用促進

2 本業務実施にあたっての留意事項

(1) 費用負担	本業務にて必要なシステム等 (一般ユーザへのデータ提供の仕組み: ALOS-2 データの検索、注文、提供を行うシステム、JAXA からデータ提供を受けるためのシステム、観測要求を受け付け、管理するシステム等を含む) の整備は、事業者自ら実施する必要があり、JAXA は本業務の実施にあたり要する一切の経費は負担しない。
(2) 配布制限	日本国政府からの要請又は JAXA の指示に基づき ALOS-2 の配布制限の要請があった場合は、事業者は ALOS-2 データを配布することはできない。

- (3)ALOS-2 データ提供不可の際の取扱い
- ① ALOS-2 及び ALOS-2 の地上設備等の不具合その他事由により、JAXA からの ALOS-2 データの提供ができない結果、本事業において事業者が生じた一切の損害(業務実施期間開始前後及び、機能停止前後における間接損害を含む)につき、JAXA の故意又は重過失による場合を除き賠償の責を負わない。
- ② 事業者は上記の場合においても、既に取得した ALOS-2 データを用いて本事業を引き続き行う他、本契約及び事業計画書の見直しにつき協議する。
- ③ 本契約の締結により JAXA が ALOS-2 の機能の継続を保証したものと解釈してはならない。
- (4)不保証
- ① JAXA は、事業者に対して、ALOS-2 データの正確性等の品質及びいかなる目的への適合性も保証しない。
- ② JAXA は、本契約に基づく事業者の ALOS-2 データの利用に起因し又はこれに関連して事業者が蒙った一切の損害について、責任を負わない。
- (5)実費納付最少額
- 提案要請書に基づき事業者が提示する JAXA への実費納付最少額は、JAXA と事業者が締結する事業契約書に記載され、実際の配布実績に関わらず、JAXA に納付する必要がある。

3 公募に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1)公募参加資格
- ① 国の競争参加資格(全省庁統一資格)2024 年度に「役務の提供等」の資格の A,B 又は C 以上の等級に格付けされている者であること。
- ② ISMS 認証取得(複数企業で共同提案する場合は、企業全てが当該認証を取得していること)
- (2)公募に参加できない者
- ① 競争に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者。資格審査申請書及びその添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者。
- ② 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして、建設工事及び測位等、物品の販売及び役務の提供等の調達契約からの排除要請があり、当該状態が継続している者等。

4 応募要件

- ① 日本法に基づき適法かつ有効に設立され、かつ存続する法人であること
- ② 本業務の実施にあたり、ALOS-2 搭載の L バンド合成開口レーダ (PALSAR-2) の観測データ、観測要求、データ提供にする知見を有すること。
- ③ ユーザからの ALOS-2 の観測データに関する問合せに一次回答可能な能力を有すること。

5 提案要請書及び契約書の交付

事業の内容等を確認するために提案要請書及び契約書入手することができる。なお、「3 公募に参加する者に必要な資格(1)」及び「4 応募要件」を満たさない者への交付は行わない(ただし、申請中を除く)。

交付要求: 秘密保持約款への同意書(様式 1)に押印のうえ、「7 連絡先」に「ALOS-2 一般配布: 提案要請書及び契約書交付依頼」をタイトルにつけたメールに添付して送付したうえで、原本を郵送。

交付期間: 本公告開始日から 2024 年 10 月 24 日 17 時 00 分まで

6 公募への参加意思表示の方法

- ① 本公募に参加を希望する者は、提案要請書及び契約書の交付を受けたうえで、「3 公募に参加する者に必要な資格(1)」及び「4 応募要件」を満たすことを証明する資料を添付のうえ、「7 連絡先」まで、電子メールにより提出すること。期限:2024年10月24日 17時00分必着
メール件名:ALOS-2 一般配布:参加意思表示
- ② ①にて書類を提出したうえで、提案要請書に則って、提案書を「7 連絡先」まで、電子メールにより提出すること。なお、契約予定者を除き①が未提出の者の提出は認められない。
期限:2024年11月8日 17時00分必着
メール件名:ALOS-2 一般配布:提案書
- ③ 提案要請書及び契約書受領以降2024年10月31日まで、①にて書類を提出した者及び契約予定者からの質問を受け付ける。質問は、様式2-1または2-2を添付し、「7 連絡先」まで、電子メールにより提出すること。その際の件名は「ALOS-2 一般配布:質問」とすること。JAXAからの回答も電子メールにて行う。なお、公平を期するためJAXAが必要と判断した場合等には、応募者の提案内容を秘匿した上で質問及び回答をすべての応募者に対して開示することがある。

提出する資料の様式は自由とするが、応募者の組織としての意思決定が確認できる書類とする。また、文字検索が可能な形式とし、PDFの場合、スキャナ読込にて作成されたものは不可とし、動画ファイルは含めないこと。

詳細は提案要請書を参照すること。

自社が契約予定者か確認する場合は下記「7 連絡先」に示す担当者に問い合わせること。なお、契約予定者以外に対し、契約予定者名は開示しない。

7 連絡先

〒305-8505 茨城県つくば市千現2丁目1番1
国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構
第一宇宙技術部門 衛星利用運用センター 祖父江・栃木
E-mail: alos2_dist@ml.jaxa.jp
